

丸亀少女の家★



〒763-0054
香川県丸亀市中津町28 TEL0877-22-9226



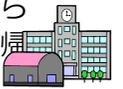
施設の沿革

- S23年 1月 司法保護団体「少女の家」発足
- S24年 1月 少年法等の施行に伴い、国に移管され「丸亀少女の家」の名称で四国少年院の分院となる。
- S26年 1月 本院に昇格
- S27年 5月 現在地に移転
- S52年 5月 少年院の運営改善施策により、一般短期処遇が併設される。
- S60年 7月 施設全面改築計画工事着工
- H6年 3月 施設全面改築工事完了
- H11年 6月 創立50周年記念式典挙行
- H27年 6月 少年院法施行により第1種・第2種少年院に指定される。
- R4年 4月 少年法の改正により、第5種少年院に指定される。



丸亀少女の家は

家庭裁判所から保護処分として送致されたおおむね14歳から20歳までの女子少年を収容し、その改善更生と円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設



矯正教育課程等

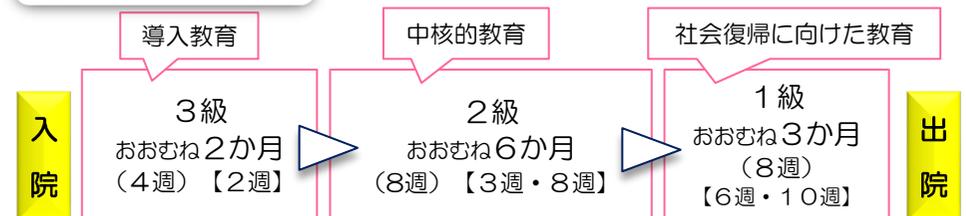
■ は当院が指定されている矯正教育課程

種類	矯正教育課程	符号	矯正教育の重点的な内容	期間
第1種	短期義務教育課程	SE	中学校の学習指導要領に準拠した教科	6月以内
	短期社会適応課程	SA	生活設計の明確化	
	義務教育課程Ⅰ	E1	小学校の学習指導要領に準拠した教科	2年以内
	義務教育課程Ⅱ	E2	中学校の学習指導要領に準拠した教科	
	社会適応課程Ⅰ	A1	社会適応を円滑に進めるための指導	
	社会適応課程Ⅱ	A2	健全な価値観・堅実に生活する習慣	
	社会適応課程Ⅲ	A3	日本文化、社会人としての意識・態度（外国人等）	
	支援教育課程Ⅰ	N1	生活習慣・生活技術（知的障害等）	
	支援教育課程Ⅱ	N2	生活態度・対人関係（発達障害等）	
	支援教育課程Ⅲ	N3	対人関係技能・適応的な生活習慣	
社会適応課程Ⅳ	A4	健全な価値観・堅実に生活する習慣		
社会適応課程Ⅴ	A5	日本文化、社会人としての意識・態度（外国人等）		
第2種	支援教育課程Ⅳ	N4	生活習慣・生活技術（知的障害等）	-
支援教育課程Ⅴ	N5	生活態度・対人関係（発達障害等）		
第3種	医療措置課程	D	心身の疾患、障害の状況等に応じた指導	
第4種	受刑在院者課程	J	個別的事情を時に考慮した指導	
第5種	保護観察復帰指導課程Ⅰ	P1	保護観察を再開するための指導	3月以内
	保護観察復帰指導課程Ⅱ	P2	保護観察再開に向けた社会適応上の指導	6月以内

教育の流れ

○ はSE及びSA

□ はP1・P2



一日の生活



矯正教育

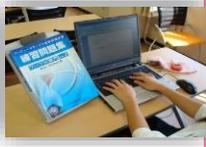
生活指導

- ◆ 社会で必要となる生活態度や、健全な考え方、行動の仕方を身に付けさせる指導



職業指導

- ◆ 働く意欲を高め、職業生活に必要な知識・技能を習得させる指導



教科指導

- ◆ 義務教育未終了者に対する学校教育の内容に準ずる指導、補習教育等



体育指導

- ◆ 体力の向上を図り、健全な心身を培わせる指導



特別活動指導

- ◆ 情操を豊かにし、自主・自律及び協同の精神を養わせる指導



保護者に対する協力の求め

保護者に対し、処遇についての理解と協力を得るとともに、保護者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、指導、助言等を行うもの

- ◆ 保護者会、保護者参加型プログラム、保護者講習会（薬物、就労等）、職員面接等



社会復帰支援

支援内容

在院者の意向を尊重しつつ、関係機関と連携しながら実施

適切な住居その他の宿泊場所を得ること等を助けること

医療及び療養を受けることを助けること

修学又は就業を助けること

その他健全な社会生活に必要な援助

退院者等からの相談

出院者やその保護者等から、交友関係、進路選択その他健全な社会生活を営む上での諸問題について相談があれば、電話等で対応

アクセスマップ

